

「食の京都」推進事業補助金 FAQ

1 応募資格等について

	質問	回答
1	どのような店舗が対象になりますか。	京都府内に店舗を構える飲食店とします。（食品衛生法上の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗を対象とします。）
2	京都府外の店舗も対象になりますか。	京都府内の店舗が対象です。京都府内の事業者が京都府以外で営業する店舗は対象になりません。
3	テイクアウトやデリバリー事業も対象になるのですか。	テイクアウトやデリバリーでメニューを提供する場合も対象になります。
4	複数の支店で営業している店舗は、支店毎に補助金の申請ができますか。	申請の単位については、支店毎にメニューの開発及び販売ができ、食品衛生法による飲食店の営業許可を有している場合は各店舗の申請を可能とします。
5	観光事業者支援サポーターのヒアリングを受けるのはどうしたらよいのでしょうか。	観光事業者支援サポーター制度は、観光関連事業者様に対する様々な支援制度をお知らせし、申請に向けた支援をするものです。 御相談は、観光事業支援サポーター（075-211-7201）又は京都府観光連盟（075-411-9990）へご連絡ください。

2 補助対象事業について

1	補助事業の要件はどのような内容ですか。	「京都府内産農林水産物」を1品目以上使用し、メニューの提供（店内提供、惣菜の加工・販売、仕出し、テイクアウトなど）を行うための取組に必要な経費を支援します。（既存のメニューの材料を「府内産農林水産物」へ変更する場合も対象とします。） なお、新たに開発・提供するメニューについては、「京都府内産農林水産物」を使用したメニューであることをメニュー表や店舗のHP等に記載してください。
2	使用する「府内産農林水産物」の条件はありますか。	京都府内で生産されている農林水産物であれば品目は問いません。 《例》 農産物（野菜、果物、米 等） 畜産物（和牛肉、豚肉、鶏肉 等） 林産物（きのこ類、ジビエ（猪肉及び鹿肉のうち食肉処理業の許可を得た施設で処理されたものに限る）等） 水産物（魚介類）

3	<p>対象となる「府内産農林水産物」の購入は何をもって確認するのですか。</p>	<p>メニューの試作に用いる「府内産農林水産物」については、発注書や納品書、領収書等により生産地を確認しますので、記載内容等について仕入れ先と調整をお願いします。</p> <p>また、開発された商品については、メニュー表やHP等に「府内産農林水産物」を使用していることが明記されていることで確認いたします。（「○○」（素材名）を使用した「△△△（メニュー名）」というように具体的に記載してください。）</p>
4	<p>どのような経費が補助対象になりますか。</p>	<p>以下のような経費を想定しています。記載のない経費について、対象となるかどうかは相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>《需用費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー試作に必要な「京都府内産農林水産物」等材料費、衛生管理に必要なマスク・手袋等の消耗品 ・メニュー制作、提供のために新たに必要となった食器・調理器具 ・デリバリーに必要な容器等 <p>《役務費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー開発・提供等についてアドバイス受けるための謝礼等 <p>《広告宣伝費》（開発したメニューを掲載するためのものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー表の制作 ・PR資材（チラシ）の作成、雑誌等への広告掲載費 ・HP上での宣伝のために必要な経費
5	<p>対象とならない経費はどのようなものですか。</p>	<p>人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借り入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費汎用性の高い物品（パソコン、車両等）の購入・レンタル費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他の公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用</p>
6	<p>令和2年4月1日以降の取組であることはどうして証明したらいいのですか</p>	<p>補助対象経費について、令和2年4月1日以降の日付が記載された発注書、領収書、納品書、契約書等により確認します。</p> <p>これらの書類は、事業完了後、実績報告書の必要書類になりますので、大切に保管してください。</p>
7	<p>複数事業者が1箇所に集まってメニュー開発のための勉強会を行う場合、当該勉強会に係る食材費、会場借上費、アドバイザー経費なども補助対象となりますか。</p>	<p>補助金対象者は、飲食店単位であるため、1つの飲食店が代表して補助金申請を行っていただければ、いずれの経費も補助金の対象となります。</p>
8	<p>メニュー開発に係るアドバイザーを現地へ招聘した場合、旅費や宿泊費も補助対象となりますか。</p>	<p>アドバイザー経費として補助対象となります。</p>

9	既に京都府内産農林水産物を使用してメニューを提供している場合、広報費のみに関し補助金申請を行うことはできますか。	今回、新たに京都府内産農林水産物を使用してメニュー開発を行う場合、又は既存のメニューの素材を京都府内産の物に変更して提供することを条件として、これに付随する広報費を補助対象とします。
---	--	---

3 補助事業の完了・補助金交付について

1	補助金の支払時期はいつになりますか	事業完了後、提出いただく事業実績報告書を確認してからの精算払を基本とします。 特別の希望がある場合は、交付決定後、概算払を申請いただくことも可能ですが、確定した補助金額が予定していた額を下回った場合は、過分に受け取った補助金の返還義務が生じるため、概算払を希望される場合は正確な見積書を取るなど、しっかりとした事業費の積算をお願いします。
2	実績報告に必要な書類は何ですか。	実績報告書の添付資料は次のとおりです。 ・経費の支払額・日時等が確認できる領収書等 ・新たにメニューを提供したことが確認できるチラシ、メニュー表、HPの画像等